

議案第 3 2 号

令和 4 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和 4 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,888,201 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		458,991 ^{千円}
	1 使用料	458,988
	2 手数料	3
2 県支出金		565
	1 委託金	565
3 財産収入		1,174,761
	1 財産運用収入	1,174,760
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		2,265,719
	1 基金繰入金	2,265,719
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		339,164
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	29,601
	3 雑収入	309,562
7 市債		649,000
	1 市債	649,000
歳入	合計	4,888,201

歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		3,859,750 ^{千円}
	1 運 営 費	397,748
	2 整 備 費	3,462,002
2 諸 支 出 金		817,831
	1 積 立 金	72,567
	2 繰 出 金	745,264
3 公 債 費		209,620
	1 公 債 費	209,620
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	4,888,201

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東 扇 島 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 整 備 事 業 費 (そ の 2)	令 和 5 年 度	千円 336,652

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
東扇島コンテナ 機能施設整備事業	千円 649,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては 、当該見 直し後の 年度にお ける利率 とする。	借入れの日から40カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。